

福岡県医発第180号（保）
平成16年4月23日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹嶋 康弘



長崎県薬剤師国民健康保険組合の一部負担金割合の改正について

標記の件につきまして、福岡県保健福祉部国保・援護課より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、改正の内容は下記のとおりです。

記

保 険 者 名	区 分	現 行	改正後	施行年月日
長崎県医師国民健康保険組合	組合員	10 分の 2	10 分の 3	平成 16 年 4 月 1 日

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明



(公印省略)

16国援第83号-10

平成16年4月19日

福岡県医師会長 殿

福岡県歯科医師会長 殿

福岡県薬剤師会長 殿

福岡県保健福祉部国保・援護課長
(施設医療係)

長崎県薬剤師国民健康保険組合の一部負担金割合の改正について (通知)

このことについて、別添 (写) のとおり、長崎県福祉保健部国民健康保険室長から通知
がありましたので、お知らせします。





15国保第209号
平成16年3月31日

都道府県国民健康保険主管課長 様

長崎県福祉保健部
国民健康保険室長
(公印省略)

長崎県薬剤師国民健康保険組合の一部負担金割合の改正について (通知)

このことについて、長崎県薬剤師国民健康保険組合の一部負担金割合の改正にかかる規約の変更について、国民健康保険法第27条第2項の規定に基づき認可しましたので通知します。
なお、改正内容は下記のとおりですので関係機関への周知につきましてはご配慮をお願いします。

記

1 改正内容
一部負担金の改正内容

改 正 後	現 行
(一部負担金) 第10条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 一、次号から第四号までに掲げる場合以外の場合 10分の3 二、3歳に達する日の属する月以前である場合 10分の2 三、70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 (次号に掲げる場合を除く。) 10分の1 四、70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。)について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき。 10分の2	(一部負担金) 第10条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 一、次号から第四号までに掲げる場合以外の場合 組合員は10分の2 組合員以外は10分の3 二、3歳に達する日の属する月以前である場合 10分の2 三、70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 (次号に掲げる場合を除く。) 10分の1 四、70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。)について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき。 10分の2

2 施行年月日
平成16年4月1日

